

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	杵築市では、児童手当法に基づき、対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認
③システムの名称	1. Acrocity児童手当 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表81の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の106、107の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号主務省令第2条の42、125、141、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL 0978-62-1801

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉事務所 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 TEL 0977-75-2408
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。 ・入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	I・4・②	【情報照会の根拠】 1. 略 2. 別表第二主務省令第40条	【情報照会の根拠】 1. 略 2. 別表第二主務省令第40条、第40条の2	事後	
平成29年7月20日	I・5・②	子ども子育て支援課長	子ども子育て支援課長 斎藤 高司	事後	
平成29年7月20日	II・1	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月20日	II・2	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年9月27日	I・5・②	子ども子育て支援課長 斎藤 高司	子ども子育て支援課長	事後	
平成30年9月27日	II・1	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年9月27日	II・2	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II・1	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II・2	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV	—	新様式による追加	事後	
令和1年12月6日	I・4・②	【情報照会の根拠】 1. 別表第二の26、30、87の項 2. 略	【情報照会の根拠】 1. 別表第二の26、30、87、106の項 2. 略	事後	
令和1年12月6日	II・1	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和1年12月6日	II・2	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年11月17日	I・4・②	【情報提供の根拠】 1. 略 2. 別表第二主務省令第19条、第44条	【情報提供の根拠】 1. 略 2. 別表第二主務省令第19条、第44条、第53条	事後	
令和2年11月17日	I・5・①	子ども子育て支援課	福祉事務所	事後	
令和2年11月17日	I・5・②	子ども子育て支援課長	福祉事務所長	事後	
令和2年11月17日	I・8	子ども子育て支援課	福祉事務所	事後	
令和2年11月17日	II・1	令和元年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月17日	II・2	令和元年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月17日	IV・8	[○]外部監査	[]外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	I・4・②	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二の26、30、87、106の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二の74、75の項 2. 別表第二主務省令第40条、第40条の2	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の26、30、87、106の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の74、75の項 2. 別表第二主務省令第40条、第40条の2	事後	
令和3年11月26日	II・1	令和2年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年11月26日	II・2	令和2年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和4年11月4日	II・1	令和3年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和4年11月4日	II・2	令和3年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和4年11月4日	IV・8	[]外部監査	[○]外部監査	事後	
令和5年11月15日	II・1	令和4年10月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月15日	II・2	令和4年10月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月15日	IV・8	[○]外部監査	[]外部監査	事後	
令和7年1月27日	I・3	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5条)第44条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表81の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I・4・②	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の26、30、87、106の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の74、75の項 2. 別表第二主務省令第40条、第40条の2	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の106、107の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号主務省令第2条の42、125、141、161の項	事後	
令和7年1月27日	II・1	令和5年10月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月27日	II・2	令和5年10月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月27日	IV・8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年1月27日	IV・8 判断の根拠		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。 ・入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	
令和7年1月27日	IV・11 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年1月27日	IV・11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年1月27日	IV・11 判断の根拠		事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施している。	事後	